

令和4年11月29日一般会計予算決算特別委員会（補正予算第8号審査）

開会 午前10時09分

○18 落合議会事務局長 それでは、互礼をもって始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。相互に礼。ご着席ください。初めに委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○13 倉部光世委員長 はい。ただいま本会議の途中ではございますけれども、緊急を要する補正予算ということで皆様合同で審査をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○18 落合議会事務局長 ありがとうございます。それではこれより議事に入ります。進行の方は委員長をお願いいたします。

○13 倉部光世委員長 はい。ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。これより、議事に入ります。本委員会に付託されました議案第59号令和4年度菊川市一般会計補正予算第8号についてを議題とします。ただいまから審査していただき、自由討議、採決により特別委員会としての結論を出したいと思います。会議時間短縮のため、議事進行に御協力をお願いします。これより質疑を行います。部ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言してください。発言する際には必ず冒頭で番号や役職名等述べるようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見については後に予定しております自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑答弁にご協力をお願いいたします。初めに健康福祉部の審査を行います。諏訪部健康福祉部長所管する課名等述べてください。はい。諏訪部健康福祉部長。

○諏訪部健康福祉部長 はい。健康福祉部長でございます。所管する課は福祉課および長寿介護課になります。一般会計補正予算第8号につきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

○13 倉部光世委員長 はい。ありがとうございます。それでは質疑を行います。健康福祉部の所管事項について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。はい。4番渥美委員。

○4 渥美嘉樹委員 4 番渥美です。歳入の方なんですけども、タブレットページの 15 ページ。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金なんですけども、これ一番最初なんですけどもちょっと代表して、伺うんですけども。この交付金の充当先というのをどのような考え方や方針で決定をしたか、お伺いいたします。

○13 倉部光世委員長 はい。勝浦企画財政部長。

○勝浦企画財政部長 勝浦企画財政部長でございます。歳出のところにつきまして、それぞれ担当部課が、特に新型コロナウイルス感染症対応のこの交付金につきましては、年に何度かこういった特別に審議をお願いするということもありまして、企画財政部、それから担当します企画政策課長同席をさせていただいております。ただいまご質問ありましたように、充当先の考え方というようなところにつきまして、企画政策課長の方から説明させていただきます。

○13 倉部光世委員長 はい。田中企画政策課長。

○田中企画政策課長 はい。企画政策課長でございます。新型コロナの交付金を活用しました事業組み立てるに当たりましては、毎回、企画政策課から全庁に対して事業提案の方を依頼しております。各部署におきましては、担当する事業者、生活者の状況などを勘案する中、交付金の趣旨に基づき事業を検討し提案をいただいております。今回の臨時交付金は、電気ガス、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援を実施するために交付されたものでございます。そのような中で、今回の補正予算では、高齢者や障害者の介護施設、保育施設、中小企業、農業者に対する事業者支援と、低所得の子育て世帯に対する生活者支援が必要と考え、合計 6 事業について予算計上の方させていただいております。以上でございます。

○13 倉部光世委員長 はい。答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいでしょうか。そのほか質疑ございますか。はい。15 番内田委員。

○15 内田 隆委員 15 番です。今回施設と対象者が決められているんですけど。人数の対象者の基準日っていつになってるんですか。

○13 倉部光世委員長 はい。落合長寿介護課長。

○落合長寿介護課長 はい。長寿介護課長でございます。今回の支援の基準日ですけれども、10 月 1 日に、県の方の指定等を受けている事業者に対して支給を行うと決めているものでございます。以上でございます。

○13 倉部光世委員長 その他質疑ありますか。16 番横山委員。

○16 横山隆一委員 補正内容のそれぞれのですね単価が示されておりますが、この単価の基準っていうんですか、これはどのように算定をされたのでしょうか。

○13 倉部光世委員長 はい。落合長寿介護課長。

○落合長寿介護課長 長寿介護課長でございます。各施設の単価の基準でございますけれども、基本的には、物価高騰の影響の実費とか、なかなかその実態をつかむというのが難しいというのは、各事業所等の聞き取り調査の中等でわかりまして、その上で、総務省の統計局の家計調査、家計収入編というものが公表されておりますけれども、その調査結果から、食糧費ですとか、電気ガス等の光熱費、あと、ガソリン等車両の維持費に係る経費につきまして、影響額の方を見まして、月ごとで見させていただきまして、その上で、入所系につきましては、食糧費ですとか、光熱費について、通所系につきましては、食糧費と光熱費と、あと車両の維持費の日中の業務時間帯の部分を換算しましてその分、あとその他の訪問系ですね、そういった事業所につきましては、光熱費と車両の維持費の日中の営業時間分について算出をしまして、それを 1 年間分を積算して、その半分について支給させていただくということにさせていただきまして、その基準につきましては、入所系につきましては、入所の定員 1 人当たり 8000 円を、通所介護等の通所系のサービスにつきましては、定員 1 人あたり 4000 円を、その他の居宅介護支援ですとか訪問介護等の事業所につきましては、1 施設当たり切り捨て 3 万円ということで、規定をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○13 倉部光世委員長 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。その他質疑ございますか。では、以上で健康福祉部の審査を終了いたします。執行部の入れかえをお願いいたします。ありがとうございました。よろしいでしょうか。続きましてこども未来部の審査を行います。竹田こども未来部長所管する課名等を述べてください。はい。竹田こども未来部長。

○竹田こども未来部長 はい。こども未来部長です。本日も審議いただく課は、こども政策課、子育て応援課の 2 課となります。よろしくをお願いいたします。

○13 倉部光世委員長 それでは質疑を行います。こども未来部の所管事項についての質疑のある委員は挙手をお願いいたします。はい。4 番渥美委員。

○4 渥美嘉樹委員 4 番、渥美です。タブレットページで 5 ページ。保育事業費

(保育支援)について質問です。これに関して、認可外の保育所等についての対応はどのようになっているかお伺いします。

○13 倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。西川こども政策課長。

○西川こども政策課長 はい。こども政策課長でございます。6月のときも給食費の補正をお願いいたしましたけれども、認可外は県の管理になるものですから、今回はこちらの方も補正はしておりません。以上になります。

○13 倉部光世委員長 答弁が終わりました。はい。4番渥美委員。

○4 渥美嘉樹委員 4番渥美です。県としては、こういった県は事業をしてるっていう意味ということよろしいでしょうか。

○13 倉部光世委員長 はい。西川こども政策課長。

○西川こども政策課長 はい。こども政策課長でございます。県も同じような支援をしております。その場合には認可外の保育所も対象としております。以上でございます。

○13 倉部光世委員長 はい。よろしいでしょうか。その他、質疑ございますか。はい。15番内田委員。

○15 内田 隆委員 15番です。こちらの方だけね、施設均等ってないみたいなんですけどこれ何か理由があるんですか。福祉施設の方には均等割が3万円ずつつけてあったんですけど。こちらはなしですよ。人数割しかないですよ。ここに何か意味がありますか。

○13 倉部光世委員長 はい。西川こども政策課長。

○西川こども政策課長 はい。こども政策課長でございます。補正につきましては、施設について全国の家計調査の対象で、昨年度の消費支出の光熱費を対象にしております。今回うちの課としましてはこちらを基準日として決めさせていただいて、給食費のときも均等割なかったんですけど、そのような体制でやらせていただきました。以上でございます。

○13 倉部光世委員長 はい。15番内田委員。

○15 内田 隆委員 企画財政部の方に伺いますけど。社会福祉施設、要するに均等割というのはある程度積算しにくいものをまとめて補助をしているんじゃないかなというふうに理解してるんですが。このところに社会福祉施設は均等割であって、保育施設については、均等割を抜いたってことについて何か、結構違和

感はございませんか。

○13 倉部光世委員長 答弁を求めます。はい。田中企画政策課長。

○田中企画政策課長 はい。企画政策課長でございます。先ほどの渥美議員のご質問にもお答えをしました通り、各部署においてそれぞれ事業者の状況等を勘案する中で、交付金の趣旨に基づいて事業を検討し、予算計上していただいておりますので、各担当課で考えていただいた事業ですので、特別、企画政策課の方でそこに違和感とかそういったことは思っておりませんが、以上です。

○13 倉部光世委員長 はい。15 番内田委員。

○15 内田 隆委員 15 番です。各課からそれぞれでいろんなものが出てきて、それはある程度調整しながら、菊川市の予算というのは組み立てられてると思うんですね、財政課とすると。そうすると、本来同じような福祉施設、先ほどの均等割なんですかっていうことを聞かなかったのと同じことで、均等割というのは先ほど言ったように、ある程度積算とは難しい分を均等割か何かでやってるっていうことで先ほど聞いたんですけど。そういう統一性と積算の根拠みたいなものについては、やってはいないんですか。

○13 倉部光世委員長 はい。勝浦企画財政部長。

○勝浦企画財政部長 企画財政部長です。少なくとも全体を通して、それぞれの部局でどこまで支援するか、どこまでやっても満額ではないと思われれます。そういった中でそれぞれの所管のところで必要な支援を考えたというところでご理解をいただければと思います。以上です。

○13 倉部光世委員長 15 番内田委員。

○15 内田 隆委員 15 番です。ちなみにそれはこども未来部とすると、同じような要求をするようにと指示があったと思うんですけど。こども未来部としていろんなことを、関係するところに対しての調査というのはやられてるんですか。

○13 倉部光世委員長 はい。西川こども政策課長。

○西川こども政策課長 はい、こども政策課長でございます。関係部署とは均等割とかでなくて、基礎のお金については、全国消費家計調査でやりましょうっていうことはしておりますけれども。均等割をつけるかというところまではしてありませんでした。以上でございます。

○13 倉部光世委員長 はい。竹田こども未来部長。

○竹田こども未来部長　こども未来部長です。確かに均等割で行うということも考えたんですけども、積算が非常に難しいということで、まずは全国の家計調査、これを基準にしようということは統一をさせていただきました。その中であとは人員を基準に考えて、この前の電気料ときもそうでしたけども。すいません、前回は給食費のときも、考えたんですけども、そういったやっぱり子どもにかかる経費というのは、そこに携わる人、人数を基準にその園にいる園児の数を基準に考えていこうということで、そこはちょっとこちらの方で考えをさせていただきました。以上です。

○13 倉部光世委員長　答弁が終わりました。はい、よろしいでしょうか。そのほか質疑ございますか。ないようですので、以上でこども未来部の審査を終了いたします。ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。続きまして建設経済部の審査を行います。中川建設経済部長所管する課名等を述べてください。中川建設経済部長。

○中川建設経済部長　はい。建設経済部長です。今回補正 8 号の関係する課ですが、建設課、都市計画課、商工観光課、農林課の 4 課でございます。ご審議をよろしくお願いします。

○13 倉部光世委員長　はい。ありがとうございます。それでは質疑を行います。建設経済部所管事項について質疑のある委員は挙手をお願いいたします。はい。7 番小林委員。

○7 小林博文委員　ちょっと建設経済部のみにはならないかもしれませんが、ちょっと財政の方になるかもしれません。ちょっとお伺いします。この災害復旧の件なんですけど。災害復旧債という負債を発行してやる事業と、国庫とか県から補助があるものがあるんですが、それ以外ってあるんですが。基本的に財政調整基金を災害の対応に充てるようなイメージをしてるんですが、1 億ほどになるんですかね。この金額を財政調整基金とどのように、ここは災害復旧債使うっていうふうにする判断、財政調整基金で全てまかなってしまうということは考えないのか。その辺についてちょっとお伺いしたい。

○13 倉部光世委員長　答弁を求めます。はい。勝浦企画財政部長。

○勝浦企画財政部長　企画財政部長です。単費を使う場合もございますし、それから災害復旧につきましては記載の中で、起債について 100%に充当ができ、交

付税が措置があるというものもございますので、その中はバランスをとりながらやっていくということで、有利な起債も使うしというところで。ただそこも負債の対象となるもの、ならないものが多少出てくると思いますので、そういったところの中で、財源の確保について考え、検討して割り当てているということでご理解いただければと思います。以上です。

○13 倉部光世委員長 はい。7 番小林委員。

○7 小林博文委員 ちょっとわかんないので教えていただきたいんですけど。復旧にかかる地方債の方で、補助災害復旧事業債というのはいかほどの充当率がいいんですけど、今回市が使っているのは単独災害復旧事業債ということになると、元利償還金の方が 47.5 から 85.5 というかなり幅があって、そこがどのあたりまで交付税措置されるかというところに、ちょっと不安があるというか。その辺はある程度詰めての資金繰りの対応っていうんでしょうか。できれば、なるべく起債を起こさずに調整基金で賄えないのかなっていうふうな気がするんですけど、その辺についてはどういう。単独災害復旧については、ばらつきがあってその辺の見込みというのが見通しにくいと思うんですけど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○13 倉部光世委員長 答弁を求めます。勝浦企画財政部長。

○勝浦企画財政部長 今回議会で、災害時、例えば建設課のものでもらうと、交付税措置がほしい 47.5%というふうに理解しております。償還期限が 5 年据え置き 1 年っていうのになりますので。単純に一般財源でやった場合には、全額自己負担になりますが、交付税を使えば 47.5%が元利償還を合わせて戻ってくると。半分よりちょっとというところかと思いますが、そういったところの中で、やりくりをしているというところであります。以上です。

○13 倉部光世委員長 答弁が終わりました。再質疑ございますか。そのほか質疑ございますか。はい。6 番織部委員。

○6 織部ひとみ委員 6 番織部ひとみです。タブレットの 17 分の 9 なんですけれど。地方発注工事の 25 件とあるんですけど、そこを教えていただきたいと思います。

○13 倉部光世委員長 答弁を求めます。はい。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。25 件につきましては、地元に対して補助金をお支払をしまして、災害復旧をする事業内容となっております。

○13 倉部光世委員長 内容をお願いします。はい。農林課長。

○大浦地農林課長 申し訳ございません。内容ですけれども、道路の方が少し崩れたですとか、あと水路がいたんだとか、そういった内容となっております。

○13 倉部光世委員長 場所を全部でなくても結構です。自治会なのか地区なのか、場所を知りたいそうですが。主なところで結構ですが。事業名を言っていたかないとわからないですね。はい。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 申し訳ございません。場所ですけれども、神尾ですとか公文明、沢田、ちょっと山間部が多いですけれども、だいたい市内全域にちょっとずつあるような状況となっております。

○13 倉部光世委員長 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。その他、17 番松本委員。

○17 松本正幸委員 17 番です。先ほど小林委員の方から、地方債の関係、いわゆる災害に関するね。いわゆる災害復旧にかかる地方債ということであるんですけども。これ額が 1 億 430 万なんだよね。おそらく、農林課と建設課を合わせた場合あるんですけども。この中で、補助災害復旧事業債と、単独災害復旧事業債、それから小災害の復旧事業債、この三つがあるわけですよ。この中でね、充当率の関係なんですけれども、公共土木の関係は逆なんですけれども。この関係については 65%というような形になってるんですけども。こういった充当率の関係が農林漁業施設については低いということは、何か原因が要因があるのかちょっと教えていただきたいなど。

○13 倉部光世委員長 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。実際の災害復旧の根本的なその事業債の仕組みはちょっと正直存じてない部分があるんですが。農林系の施設に関しましては、基本受益というものがございまして、そこの施設をどういった方が使ってるか、そこにぶら下がってる農地を持ってる方っていうのがいらっしゃいますので。地元負担を取ったりっていうことで。そもそもの補助率っていうのがちょっと低いもんですから、そこら辺がありまして、事業債の方も少ないというふうに理解をしております。

○13 倉部光世委員長 答弁が終わりました。17 番松本委員。

○17 松本正幸委員 この中でね、土地改良事業の関係がこの事業債を使っている

んですけれども、この事業債というのが小災害復旧事業債っていうものを使っているのか、そこの確認を。土地改良の方。

○13 倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。ご指摘の事業債ってのが今回の災害に関しては充当はしておりません。

○17 松本正幸委員 土地改良の方に何にもしてない。小災害っていうものだけは何もしてないかもしれませんが、事業債使ってるじゃんね。

○13 倉部光世委員長 はい。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 すいません。農林課長です。先ほどの土地改良事業補助事業費ということで、歳出予算事業概要書の 7 ページですか、こちらは充当はございませんが、10 ページですね、市単独災害災害復旧事業費については、今回、財政協議の中で使えるということでしたので。現年災害債として、充当しております。以上です。

○13 倉部光世委員長 はい。よろしいでしょうか。その他ございますか。はい、10 番西下委員。

○10 西下敦基委員 10 番西下です。すいません、二つの質問がありますけど、都市計画課の方の災害救助費の方ですが、まずこちらで概要の方で自らの資力で応急修理することができない者に対していうこの規定と、あと床上浸水で準半壊になったものが一件あったということで、説明資料のタブレット 7 ページ、3 款 4 項 1 目ですね。災害救助費の都市計画課。自らの資力でっていうところの基準とあと、床上何センチかの基準でこのような準半壊になったのか。まずそれが一つお願いします。

○13 倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。はい。星野都市計画課長。

○星野都市計画課長 都市計画課長です。こちらのお宅につきましては菊川市の神尾地内、牛淵川の支流に住宅を建てていらっしゃる方なんですけど、こちらについては要綱の中で自らの資力で応急修理ができないものというような形になっておりますので、これについては、我々が本人と面接をさせていただいて、状況の確認をしております。被災証明については税務課の方でやるんですが、その後に都市計画課の方で現地確認をして、本人とヒアリングをさせていただいて、どうされますかというような形のヒアリングをとります。床上浸水の場合、床上何セ

ンチという基準はありませんので、床の上までくれば、もう床上浸水というような形で取らせていただきました。このお宅については、床上になったということで、泥水が入って泥がついているものですから、その部分をやっぱり洗い流しても、やっぱり臭いがつくということがございますので、その床の一部を補修をしていきたい。引き続き進んでいきたいというご要望でございました。資力につきましては、本人の面談の中で、補助金をいただきたいというような形の申し出がございましたので、県の方で今回については災害救助法の指定を受けておりますので、応急修理というような形の費用につきましては、市の方が直接業者に 31 万 8000 円を支払いまして、残りのお金については個人の方が払っていただくというような形で進めております。以上です。

○13 倉部光世委員長 はい、答弁が終わりました。10 番西下委員。

○10 西下敦基委員 10 番西下です。床上浸水他に 4 件あったと思ったんですけど、他の対応はどうだったのかをお伺いします。

○星野都市計画課長 都市計画課長です。4 件ございましたが、1 件のみ応急修理の申し込みがあったということでございます。

○13 倉部光世委員長 よろしいでしょうか。

○10 西下敦基委員 もう 1 点いいですか。すみません、次のページのタブレットで 8 ページの 6 款 1 項 3 目の肥料価格高騰対策事業費についてお伺いします。こちらの市で独自で 15%を補助するというので、一般財源のこれ記述がなかったの、これは記述がなくもいいのかということと、あと、100 万から 200 万、100 万肥料代が上がっちゃった場合に、その内の 15%を市が補助して残りを国と県が 85%で賄ってあげるのか、ただこの肥料の 15%分を国県市合わせて 15 万を国が 70%、県が 15%、市が 15%を補助するのかそれがわからなかったのでお伺いします。

○13 倉部光世委員長 はい答弁を求めます。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。まず、この肥料高騰の一般財源に関してですけども、地方創生臨時交付金を予定をしております。それから、補助の関係なんですけど、基本的に今回の補助は国とか県が行ってます、国が 70%、県が 15%っていう補助しているものに対して、残りの 15%に対して市が補助するっていうことでやっておりまして、ちょっと計算が複雑なんですけど、先ほども 100 万円って

ということで例示がページあったんですけども。ちょっとうちの方で簡単に試算したものがあまして。例えば今年度 R4 の秋肥を購入された方が、15 万円で購入された場合ですと、そこからもともと昨年度までどのぐらいの費用を使っていたかというところを、1.4 倍っていう上昇率が示されておりますので、それで割り返しをしまして、出してそこから引いていきますと、今回、全体でコストの上昇分というのが、約 15 万円の人だと 4 万 2000 円ぐらいの金額が上昇したということで判断をしまして、それに対しての 15%にあたります 6500 円程度の金額を補助するようなそういった流れとなっています。

○13 倉部光世委員長 はい答弁が終わりました。10 番西田委員。

○10 西下敦基委員 はい。もう一つこの事業費が、補助金がこの金額があつて、もっとそれ以上にまた申請が出てきた場合は、打ち切りなのか、補正をするのかをお伺いします。

○13 倉部光世委員長 答弁を求めます。農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。今回の対象につきましては、今年度の秋肥、それから来年度の春肥までを対象としておりまして、これは国も県も同じとなっております。春肥については、令和 5 年度の 5 月までが対象となっておりますので、基本的にはそこまでの間に申請をしていただければ、その申請分についてはお支払いをするということで考えております。

○13 倉部光世委員長 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。10 番西下委員。

○10 西下敦基委員 予算を超えてもそのあと補正で対応するかどうかの話です。

○13 倉部光世委員長 農林課長。

○大浦地農林課長 もし予算を超えてしまった場合には、やはり農業者支援というところもございますので、何とかそこを支払えるように対応していきたいと考えております。

○13 倉部光世委員長 はい。そのほか質疑、3 番渡辺委員。

○3 渡辺 修委員 関連ですけども、これ合計でぴったり 100%になってはいますけれども、この 15 っていうのをね、払ってない市町村もありますよね。その辺今これしっかりね、100%になるように、判断していただいた基準というのは、どうなんでしょうか。感謝の意味での質問です。

○13 倉部光世委員長 はい。農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。今回の肥料の高騰の対策につきましては、国と県の状況が出てきまして、国で 70%、県で 15%の 85%ということが打ち出されまして、これだけだと、なかなかこう上昇した分全てに対応しきれてないっていうところもございましたので、やはり農業者の皆さんがこれからも続けていただけるようにということで、今回の急激な上昇ということもございますので、15%ということで、全部で 100%、出来るだけ農業者の皆さんに支援がいくようにということで設定をさせていただいております。

○13 倉部光世委員長 以上です。はい、答弁が終わりました。そのほか質疑ございますか。

○3 渡辺 修委員 関連で、感謝の意味でですね、40%っていうね、上昇率を決めていただいて、しかもですね、地元の肥料の業者さんとか自分たちで努力して20%でのコスト増で、にもかかわらずね、頑張ってもらっても 40%上がってるよっていうことで計算していただいて、この補助金がいただけるということで、大変ね、ありがとうございました。

○13 倉部光世委員長 質疑にしてください。はい。その他、はい。11 番赤堀委員。

○11 赤堀 博副委員長 11 番です。タブレット 10 ページ、商工観光課、プレミアム付商品券発行事業費について、販売状況をお伺いします。

○13 倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。はい。笹松商工観光課長。

○笹松商工観光課長 商工観光課長でございます。プレミアム商品券につきましては、今 10 月 3 日から販売を開始いたしまして、10 月 26 日まで販売いたしました。発行部数は 3 万 4000 セットに対しまして、販売数は 3 万 69 セット。世帯割合でいきますと、80.6%の世帯の方々に買っていただいたというふうに数字上はなります。さちなみに昨年度でございますと、世帯割合でいくと 73.1%、プレミアム率を 100%にしたこともありまして、こういったところの販売が増えてきているんだと、僕らの方は分析しております。以上です。

○13 倉部光世委員長 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11 赤堀 博副委員長 11 番です。購入された家庭が、2 セット買った世帯と 1 セットっていうの、わかりますか。そこまでやってませんか。

○13 倉部光世委員長 商工観光課長、答弁を求めます。

○笹松商工観光課長 申し訳ございません、販売した結果の数字でしかわかって

ないものですから、2 セット 1 セットの分類まではまだできておりません。以上です。

○13 倉部光世委員長 そのほか質疑ございますか。はい。9 番織部委員。

○9 織部光男委員 9 番織部です。今のプレミアムの件ですけれども、この内訳を見ますとね、委託料で 2 億 1000 万というようなことで、決算にしますとね、残っております。こういったことを考慮しての発注をされてるのでしょうか。ちょっとその点、これからの決算が済んだ後ね、再三的に返品が行われるのかどうかという。

○13 倉部光世委員長 すみません、これ財源組み替えの話なので。委員長、はい、9 番織部委員。

○9 織部光男委員 それは後にしましてね。今回財源組み替えということですが、この本来の補助はいつ補正予算出してます。ちょっとそれ確認ですけれども。

○13 倉部光世委員長 商工観光課長。

○笹松商工観光課長 プレミアム商品券につきましては当初予算において、まずは提出しております。その後ですね、コロナの関係と経済対策という意味で、6 月の時にプレミアム率を 100%にさせていただくような補正予算を提出させていただいて、事業を実施したところでございます。以上です。

○13 倉部光世委員長 そのほか質疑ございますか。17 番松本委員。

○17 松本正幸委員 17 番です。先ほど都市計画の方でタブレットの 7 ページになりますけれども、修繕料として準半壊で 31 万 8000 円、半壊で 65 万 5000 円。応急修理費として支払うというような形になってるんですけどもね。災害時の要するに、需要というかね、そういったものに対する関係なんですけれども、災害救助法、救助の支援法、こういったものに対応するためにはね、特別交付税の措置が災害ルール分として、あるっていうことを聞いているんですけども、その確認なんですけれども。例えばなんですけれども、半壊、床上、床下、こういったものについては件数かけるいくらっていうものがあるって、それが要するに特別交付税として措置されますよっていうのあるんですけども。これはおそらく財政の方になるかと思うんですけども。少しその点についてお伺いをしたい。

○13 倉部光世委員長 勝浦企画財政部長。

○勝浦企画財政部長 災害救助法適用で、例えば避難場所を用意するとかそういう

ったところの物に対してのものかなというふうに理解あります。特別交付税の措置のところについて、今回、すいません、そういったものがあるかどうかも含めちょっとしっかり認識しておりませんが、今回の予算には当然上げてごさいませんし、今申し上げました災害、都市計画課の修繕料については、県の支出金で賄うという趣旨のものでございます。以上です。

○13 倉部光世委員長 はい、答弁が終わりました。17番、松本委員。

○17 松本正幸委員 17番です。もしね、そういうような対応ができるならば、基本的におそらく申請しないとできないと思うんですよ。そういったものの確認をしてみたらどうかなと思うんですよ。どうですか。

○勝浦企画財政部長 災害救助法、あるいは激甚災害の指定も受けておりますので、どんな事業がどのように該当してくるのか。当然そのいただけるものはいただくようなところの中で、それぞれ事業をやっていきたいと思います。以上です。

○17 松本正幸委員 お願いします。

○13 倉部光世委員長 はい。その他質疑ございますか。はい。4番渥美委員。

○4 渥美嘉樹委員 すいません。一点だけ確認なんですけども。タブレットページ8ページの肥料価格高騰対策事業費、タブレットページ11ページの商工観光課の物価高騰対策緊急支援事業費についてなんですが、これどちらも、県とか国とかと連携の事業なんですけども、申請者っていうのはワンストップで申請っていうのができるようになっているのかを伺います。

○13 倉部光世委員長 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。まず、肥料高騰対策の方でお答えをさせていただきます。この肥料高騰対策につきましては、申請できる方っていうのが5人以上の農業者という定めがございますので、基本的には農協さんですとか、肥料販売店さんっていうところが、取りまとめをして申請する形になりますので。農業者さんはその購入しているところで申請をしていただくっていうことで済むかと思っております。

○13 倉部光世委員長 笹松商工観光課長。

○笹松商工観光課長 商工観光課長です。今のご質問の中で、ワンストップかというところだとは思いますが、あくまでもやはり県の補助事業と市の補助事業で事業制度が違いますので、県に出していただいた上で市に補助申請を出していた

だかないといけない状況にはなります。ただしですね、制度を一緒にすることによって、申請の書類とかをですね、県に合わせて、我々申請書類とかを作って、負担は申請の方には出来るだけかからないような手続きをさせていただくようにしておりますし。上乘せをすることによってですね、やはり県の補助予算っていうのも限られてますので、全ての人に行き渡るわけじゃございませんので、今回こうして先議をさせていただいて、市の方でも上乘せすることをお示しさせていただくことで、菊川市内の事業者さんの方々の申請とかがより多く出るような形で広報を進めたいと思います。以上です。

○13 倉部光世委員長 答弁終わりました。2 番須藤委員。

○2 須藤 有紀委員 2 番須藤です。すいません、11 款 1 項 1 目の農林課の担当で、市単独災害復旧事業費についてお伺いいたします。タブレットページ 12 ページで資料は 10 ページになります。こちら 16 節に公有財産購入費として、災害復旧用地費 17 万 4000 円計上されているんですけども。被災箇所の復旧に伴う用地買収費ということで、購入の経緯とどちらを購入されたのかお伺いできればと思います。

○13 倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。大浦地農林課長。

○大浦地農林課長 農林課長です。この公有財産購入費ですけども、まだこれから復旧に入りますので購入はしてございません。内容としまして、大分道路の路肩が大きくずれておりまして、そののり高がかなり高いものですから、そこに大規模な構造物を作るのか、それとも用地の方提供していただければ、ということの中で、用地を提供していただく方が、復旧事業費っていうのが抑えられるっていうところもございましたので、地主の方にお話をし、なんとか用地の方は譲っていただけるっていうことになりましたので、そういった対応する予算として計上させていただいております。場所は丹野です。丹野池ののちょっと上の圃場になるんですけども。

○13 倉部光世委員長 はい。答弁がおわりました。再質疑ございますか。よろしいでしょうか。そのほか質疑ございますか。はい。ないようでしたら、以上で建設経済部の審査を終了いたします。ありがとうございました。次に教育文化部がありますので、お願いします。ありがとうございました。はい。よろしいでしょうか。続きまして教育文化部の審査を行います。岡本教育文化部長所管する課

名等を述べてください。はい。岡本教育文化部長。

○岡本教育文化部長 はい。教育文化部です。該当する課は社会教育課となります。よろしく願いいたします。

○13 倉部光世委員長 それでは質疑を行います。教育文化部の所管事項について、質疑のある委員は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。はい。11 番赤堀委員。

○11 赤堀 博副委員長 はい 11 番です。タブレット 14 ページ、社会教育課、台風 15 号による施設の補修、体育施設の復旧ということですが、どこの場所でしょうか。

○13 倉部光世委員長 答弁を求めます。はい。濱野社会教育課長。

○濱野社会教育課長 はい。社会教育課長です。スポーツ施設の場所は二つありまして、一つが小笠グラウンドゴルフ場になります。河川の増水によりまして、流れてきた土砂がグラウンド、それから駐車場に堆積したものを撤去するというものになります。もう 1 ヶ所は和田公園になります。グラウンドの南側に、また一段高くなったところにテニスコート等がありますが、その南側の山ですね。そこで土砂崩れがありましたので、そちらの放土撤去ということになります。

○13 倉部光世委員長 はい、答弁が終わりました。よろしいでしょうか。その他、質疑ございますか。17 番松本委員。

○17 松本正幸委員 17 番です。確認なんですけどね、小笠グラウンドゴルフ場、この関係については水に浸かったってということで、基本的には予備費でというような話がありましたけれども。おそらく、この中のいわゆる財源振替、こういったもので解釈してよろしいですよえ n。

○13 倉部光世委員長 はい。社会教育課長。

○濱野社会教育課長 社会教育課長です。今おっしゃられたように、体育施設についての放土撤去費等は当初予算でなかったものですから、予備費で流用ということで対応させていただきました。今回はその災害復旧工事費について、起債を当ててるってということで。市単独災害復旧事業費、災害費の起債を充てるということで、財源組み換えが今回の補正の内容になります。以上です。

○13 倉部光世委員長 はい。よろしいでしょうか。そのほか質疑ございますか。はい。15 番内田委員。

○15 内田 隆委員 15 番です。財源については一般財源からの組み換えだけだと思っうんですけど。今言われたスポーツ施設と和田公園については多分当初から何も計画があったわけではないと思いますので。ちょっと今回そちらの方へお金を充当したときに、災害の方、災害の起債っていうのかな。そうすると、当初計画していたところに影響は出ないんですか。当初要するにこのお金を予定してたところは多分お金が足らなくなると思っうんですけど。それは大丈夫なんですか。

○13 倉部光世委員長 はい。社会教育課長。

○濱野社会教育課長 はい。社会教育課長です。財源を予備費から災害復旧工事費の方へ流用させていただいて。そこで土砂災の復旧については対応させていただいたところです。

○13 倉部光世委員長 よろしいでしょうか。はい。そのほか質疑ございますか。はい。ないようでしたら、以上で教育文化部の審査を終了し、質疑を終了いたします。ありがとうございました。すみません審議中の私語は、皆さん録音の関係があるので、今はいいですけど、私語はできるだけ謹んでください。ありがとうございました。それではただいまから議会基本条例第一条第二項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の発言をお願いいたします。はい。15 番内田委員。

○15 内田 隆委員 15 番です。最初に質問させてもらったんですけど。要は福祉施設のところで、均等割が、要するに社会福祉施設の方は均等割、あとこども未来部の方はこのところがなかった。それを出てこなかったみたいなこういう言い方っていうのはうまくなくて。やはり予算全体を統括するところで、ある程度そのこのところの平等性っていったらおかしいですけど。考え方をぜひ統一して欲しかったなと思っました。やはり 2 つ続けて出てくれば当然なんていうんですか。各施設とも積算ができないようなものについて多分均等割を入れてるんじゃないかなと理解はするんですけど。ちょっと福祉施設というか幼保施設についてはそういうことは配慮されてなかったと思っましたので。そういうことについて、やはり予算を統括するところで、ぜひいろんな全体に目を配りながら、不公平のないようなことをぜひやっていただきたかったなと思っます。以上です。

○13 倉部光世委員長 はい。関連ございますか。16 番横山委員。

○16 横山隆一委員 私はそうは思いませんで、介護施設とかに關しての補助というのはですね、均等補助は、これは私は理解できますが。保育所に關しては、保育所運営における国の補助基準というのがあって、これは定数ですね、内田議員もご存じだと思うんですが。それによって運営がなされているわけで。私は今回の補助内容というのは適正だというふうに私は思いますが。ちがいますでしょうか。

○13 倉部光世委員長 はい。15 番内田委員。

○15 内田 隆委員 15 番です。今回の補正自体は、物価対策の中で、高騰されたものについて、補助してるっていうふうに理解をしています。保育施設については、措置費の中で 1 人あたりいくらっていうものがあるんですけど。これが遡及するということはほとんどあり得ないと思います。それは、そういうことをフォローするために、今回、菊川市の場合には特別な補助をしている以上、やはりそういうところについてもやっぱり同じような目配りをする必要があるというふうに私は理解しています。

○13 倉部光世委員長 9 番織部委員。

○9 織部光男委員 9 番織部です。横山議員の言うように、法律で定まるところもあるでしょうし、やはり均等割というのは私はかなり不公平を生むっていうふうに考えるんですね。やはり本当に手間はかかりますよね。かかりますけども、やはり幼稚園で言うならばその人数によっても違うでしょうし。保育園では少ないでしょうしね。そういったことを考えると、やはり市民のためになるということになるとね、均等割っていうのは、私は不公平を生むというような感覚を持つんですけど。皆さんのお考えどうでしょう。

○13 倉部光世委員長 はい。関連等ございますか。はい。15 番内田委員。

○15 内田 隆委員 15 番です。織部議員の意見もあるんですけどね。ただ僕が言うのは、今回補正予算で物価対策でいろんな施設に対して支援をしているなら、均等割を入れるなら同じように入れてやるべきだっていうふうに。そうでないなら絶対的になしにするならなしにする。今回は二つのものが一緒に出てきたもので。やはりここについては財政課のところでぜひ調整をしていただきたいかった、という意見でございますのでよろしくお願いします。以上です。

○13 倉部光世委員長 はい。その他の方で関連ありますか。ないようでしたら、

そのほかのご意見ございますか。ないでしょうか。では、以上で自由討議を終わります。それでは採決を行います。議案第 59 号令和 4 年度菊川市一般会計補正予算第 8 号は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。はい。挙手全員。よって議案第 59 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。ただいまの審査結果を本会議にて報告させていただきます。それではこれをもちまして、一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。赤堀副委員長、閉会のご挨拶をお願いいたします。

○11 赤堀 博副委員長 はい、お疲れ様でした。今回は議案 59 号補正予算ということで、物価高騰による生活支援、それから台風 15 号による災害復旧等が主なものでした。はい、おつかれさまでした。

○18 落合議会事務局長 互礼をもって終了いたします。ご起立をお願いいたします。相互に礼。お知らせします。本会議の開催を 20 分からとしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。